

令和6年度高等学校等就学支援金7月以降分の申請について

拝啓 梅雨の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、去る4月に『令和6年度 高等学校等就学支援金 申請手続きのお知らせ』を各ご家庭に送付いたしまして、『e-Shien(イーシエン)』(PC・スマートフォン)によるオンライン申請にご協力をいただいているところでございます。

4月の申請は、令和6年4月から6月分(令和5年度課税額に基く審査)までの就学支援金受給資格認定申請です。令和6年7月から翌年3月分(令和6年度課税額に基く審査)までの支援金を受給するためには、『e-Shien(イーシエン)』(PC・スマートフォン)による申請が必要となります。下記の要領をお読みいただき申請いただきます様お願い申し上げます。

敬具

記

- 1.【手続きについて】 4月に郵送した(本校HPにも掲載しています)『申請手続きのお知らせ』1頁の(01項)を参照し、受給対象であるかご確認ください。

申請期間 令和6年7月1日(月)～7月13日(土)

※ e-Shienシステム改修の為、6月中は申請(含保護者情報変更届)を行わず、必ず7月1日以降に実行してください。期限後の申請も出来ませんが、認定決定が遅くなります。

- a. 昨年度7月以降分の受給が認められている、または4月に受給資格認定申請をして受給が認められた方の場合

(収入状況届出申請)

- (1) 配布しました『ログインID通知書』に記載されているログインID、パスワードを入力し『e-Shien』システムにログインして下さい。ID・PWを紛失した場合は本校へお問い合わせください。
- (2) 本校HP内「お知らせ」に申請開始日以降、継続申請マニュアルを掲載しますので、マニュアルの手順に従って、「継続意向登録」、「収入状況届出」を完了させてください。
- (3) 前回申請時の「収入状況提出方法」を変更(例:「マイナンバー(個人番号)カードを使用して自己情報を提出する」⇔「マイナンバー(個人番号)を直接入力する」)する場合は収入状況届出の代わりに(保護者情報等変更届)を提出して下さい。

- b. 4月の受給資格認定申請が不認定で7月以降分を再度申請を希望する、または今回初めて申請する場合

(受給資格認定申請)

- (1) 配布しました『ログインID通知書』に記載されているログインID、パスワードを入力し『e-Shien』システムにログインして下さい。ID・PWを紛失した場合は本校へお問い合わせください。
- (2) 4月に配布しました『申請手続きのお知らせ』2頁(03項)の受給資格認定申請手続きの手順に従って、「意向登録」、「申請登録」、「収入状況提出方法の選択」、「課税地情報の選択」を行ってください。
※マイナンバーを提出できない方は課税証明書等で提出することになりますので、速やかに本校就学支援金担当者へお問い合わせください。(03-3711-6556)

- 2.【支給額について】

就学支援金は、生徒が学校に在籍した月数に応じて(最大36ヶ月)支給されます。支給額は保護者全員の所得に応じて決定されます。

※4月～6月分の支給額は保護者全員の令和5年度の区市町村民税の課税額(令和4年の所得に基く)、7月～翌年3月分の支給額は保護者全員の令和6年度の区市町村民税の課税額(令和5年の所得に基く)により決定されます。

(裏面に続きます)

3.【支給の方法について】（就学支援金分を除いた授業料を免除された生徒を除きます。）

支援金は国から東京都を通じて本学園が代理受給し、授業料の一部に充当させていただいております。生徒本人および保護者には直接支払われることはありません。支援金額は各生徒世帯の課税額を東京都で審査し、本校の校納金最終引き落とし日(9月)より後の11月中旬頃に決定されます。したがって授業料につきましては一旦お支払い頂いたうえで、本校会計にて精算し本年度末(3月)までに還付させていただきます。何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上